



2019年2月12日

各 位

会社名 住友精密工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田岡良夫
(コード番号 6355 東証第一部)
問合せ先 執行役員 石丸正吾
(TEL 06-6489-5816)

2019年3月期第3四半期報告書の提出期限延長 に関する承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

第73期(2019年3月期)第3四半期報告書(自2018年10月1日至2018年12月31日)

2. 延長前の提出期限

2019年2月14日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2019年3月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2019年1月29日付「防衛省に対する費用の過大請求及び特別調査委員会設置に関するお知らせ」に記載のとおり、当社において防衛省に対する費用過大請求の事象が発覚いたしました。

これを受け、第三者の弁護士・公認会計士から構成される特別調査委員会を設置し、事態解明に向けた調査が開始されております。また1月31日より防衛省による調査も開始さ

れております。当社は現在、両調査に対して全面的に協力しております。

しかしながら、事態の解明と当該事象の当社財務諸表への影響額の判明には相応の時間を要することから、第73期（2019年3月期）第3四半期報告書の提出期限までに監査法人から四半期レビュー報告書を受領することが困難であり、同報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

特別調査委員会においては、まず、当社財務諸表への影響額を見積もるべき対象範囲の調査及び影響額の算定方法の検証などを重点的に行うことを予定しており、これには約20日程度（2019年2月8日起点）を要することが見込まれております。また、監査法人による追加的な手続き及び2019年3月期第3四半期報告書に係るレビュー報告書の受領で約14日程度（2019年3月1日起点）が必要であると見込まれております。

このような状況に鑑み、上記のとおり、第73期（2019年3月期）第3四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことといたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長に関する承認申請書が承認された場合は、速やかにお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ皆様には、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上